



ばるっこ

学校教育目標

～豊かな感性、確かな学力を身に付け、
たくましく未来を拓く子どもの育成～

中原小 めざす3つの「あ」

あいさつ **あ**りがとう **あ**きらめない

北九州市立中原小学校 校長 針尾 泰久

「虐待」と「しつけ」は違います！

【身体的虐待】

保護者が子どもに「なぐる」「ける」「水風呂や熱湯風呂に入れる」「カッターなどで切る」「アイロンを押し付ける」「首を締める」「やけどさせる」「逆さつりにする」「厳冬期に戸外に閉め出す」など

【心理的虐待】

「大声や脅しなどで恐怖に陥れる」「無視や拒否的な態度をとる」「著しくきょうだい間差別をする」「自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける」「子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する」など
その他、「性的虐待」「ネグレクト」があります。

家庭内で虐待を受け続けた子どもが大怪我をしたり命を落としたりするという報道は、今年度も報告されています。この報告を見るたび、本当に心が痛みます。家庭において「適切なしつけ」をすることは大変重要です。善悪の基準を明確にして、叱るべき時はきちんと叱るとともに、なぜ叱られているのかということ子どもたちが理解、納得できるようにするのが「大人の責任」だと思います。しかし、「虐待」としつけは異なるもの」であり、絶対に許されません。以前「しつけのつもりだった」という言い訳を聞いたことがありましたが、法改正により、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」と明確に規定されました。もちろん、子どもの命が脅かされるような暴力的な虐待（身体的虐待）だけが問題ではありません。「心理的虐待」、つまり子どもの心を傷つける行為もです。例えば、「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言や無視、子どもがおびえ苦しむような夫婦げんか、DVも虐待につながります。また、子どもの面倒を見ない「ネグレクト」も虐待です。

学校に関するものとして、例えば季節外れの服装しか準備しなかったり、ずっと入浴させず汚れたまま登校させていたり、などが該当します。何より、保護者の都合で登校させないこと（朝、保護者自身が起きないので、子どもも起こさないなど）は典型的な虐待と言えます。

保護者の皆様もご存じだと思いますが、児童虐待防止法で、学校には、虐待を早期発見すること、またその事実や疑いを把握したら関係機関に通告することが義務づけられています。

ですから、子どもが言うことをきかないのでたたいたり、子どもが大事にしているものを面前で壊したり、崩したり、また、子どもが不審な怪我をしていたり、食事や衣服、入浴等の世話がなされてなかったり、心身ともに安定した家庭生活を送れていなかったりした場合等には、ご家庭に確認させていただくことがあります。正当な理由なく登校していない時も同様です。学校は、緊急に子どもの安全確保が必要と判断した場合には、即座に関係機関に通告いたします。

2学期制に伴う「あゆみ」記載の変更について

本年度から、本校は、2学期制に変更となっています。それに伴い、昨年度まで配布していました「あゆみ」の記載内容が変更になっています。具体的には、学校での様子を文章でお伝えしていましたが、今回のあゆみには記載していません。お子様の様子については、学年末のあゆみに記載します。何か、お子様の様子等で気になること、心配なことなどありましたら、担任までご連絡ください。

10月の主な行事予定

1日(火)	作品発表(6年)(朝自習)	10・11日	秋季休業日
2日(水)	おもちゃランド(2の2)	14日(月)	スポーツの日
3日(木)	おもちゃランド(2の1)	15日(火)	後期始業式(給食あり)
	たてわり掃除	17日(木)	こころの劇場(6年)午後
4日(金)	たんぼぼ・なかよし校外学習	18日(金)	音楽鑑賞会(3・4年)3・4校時
7日(月)	表現力タイム		委員会活動
	1年生 読み聞かせ集会	22日(火)	市民センター見学(2年)
8日(火)	中学校体育祭りハーサル見学(6年)	23日(水)	修学旅行(6年) 24日まで
9日(水)	前期終業式(給食あり)		市民センター見学(2年)
	※児童は給食後下校	30日(水)	学校開放週間開始(11月2日まで)
	下校時刻は13:45頃	31日(木)	たてわり掃除

◎2年生のおもちゃランドは、2の2は、中原保育園と、2の1は、1の1と交流します。

◎中原中学校の体育祭のリハーサルを6年生児童が見学に行きます。体育祭のリハーサルの様子を見ることを通して、中学校生活の様子的一端を知り、中学校生活に対するイメージをもつことができるようにすることが目的の一つです。